



埼玉県報

第294号
令和4年(2022年)
3月15日
火曜日

目次

規則

- 卸売市場法施行細則の一部を改正する規則（農業ビジネス支援課）
- 埼玉県職員の職務育成品種に関する規則の一部を改正する規則（生産振興課）
- 射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則の一部を改正する規則（保安課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 令和4年度における物品の買入れ等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（入札審査課）
- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- さいたま中央土地改良区の役員退任届（さいたま農林振興センター）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 北本都市計画道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）
- 富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道蓮田鴻巣線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

正誤

- 埼玉県人事委員会規則7-1041 中訂正（総務給与課）

規則

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則

卸売市場法施行細則（令和元年埼玉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（軽微な変更の届出）

第四条 法第十四条において読み替えて準用する法第六条第二項の規定による届出は、当該変更の日の三十日後までに、様式第五号の認定事項の軽微な変更に係る届出書により行わなければならない。

様式第一号中「㊸」を削り、同様式5⑵の表合計の項を削り、同様式6の（記載上の注意）を次のように改める。

（記載上の注意）

- 1 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。
- 2 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者については、取扱品目及び取扱実績の欄は、本卸売市場分の品目、数量及び金額を記載すること。

様式第三号中「㊸」を削る。

様式第四号中「㊸」を削り、同様式第1の2を次のように改める。

2 卸売業務の状況

種類	数量	金額
	トン	千円
当期合計 (A)		
前年同期合計 (B)		
前年同期対比 (A/B)		
	%	%

「冊籍や図書類」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号（第4条関係）

認定事項の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

卸売市場の名称

法人名称

代表者の役職及び氏名

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第6条第2項の規定により、地方卸売市場の認定事項の軽微な変更について、次のとおり届出します。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更内容の施行年月日

（記載上の注意）

- 1 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、当該変更により地方卸売市場認定申請書（様式第1号）に記載する事項に変更が生じた場合は、地方卸売市場認定申請書（様式第1号）に変更が生じた事項のみを記載し、表題「地方卸売市場認定申請書」に二重線を引いて添付すること。
- 2 地方卸売市場認定申請書（様式第1号）の2(2)、3(2)及び4から7までの事項の変更のうち、卸売市場法施行規則第26条に定める軽微な変更該当するものについては、同規則第27条第2項に基づき、変更の都度届け出る必要はなく、毎年度提出する運営状況報告書（様式第6号）にその変更の内容を記載すれば足りる。
- 3 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- 4 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式第四号及び様式第六号の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に終了した事業年度に係る事業報告書又は運営状況報告書については、なお従前の例によることができる。

規 則

埼玉県職員の職務育成品種に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第十号

埼玉県職員の職務育成品種に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員の職務育成品種に関する規則（昭和五十九年埼玉県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」を削り、「海嶼」を「海峯」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県職員の職務育成品種に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月15日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第5号

射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則の一部を改正する規則

射撃競技用けん銃及び空気けん銃の所持許可の期間を定める規則（昭和53年埼玉県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

射撃競技用拳銃及び空気拳銃の所持許可の期間を定める規則

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。

告示

埼玉県告示第百九十八号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

秩父市	令和二年度	地籍図三十二枚	神岡第五地区（令和四年三月	調査を行った成果の調査を行った認定
	令和三年度	地籍簿一冊	大滝の一部）	
				調査を行った者の名称
				時期
				地名
				称地
				区
				年
				月
				日
				証

告 示

埼玉県告示第百九十九号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

深谷市	令和二年度地籍簿一冊	地籍簿一冊	大谷の一部分	令和四年三月九日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った認め	証

告示

埼玉県告示第二百号

深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

深谷市	令和二年 地籍図 十四枚	調査を行った 成果の 調査を行った 認定
令和三年 地籍簿 一冊	深谷第四十一 地（大谷の一部）	地名 称地 区 年 月 日
令和三年 地籍簿 一冊	区（大谷の一部）	地名 称地 区 年 月 日
九日	令和四年三月	日

告 示

埼玉県告示第二百一十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務並びに建築物の管理に関する業務の委託契約のうち、令和四年度において県が締結する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等については、物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和二年埼玉県告示第八百七十号）に定めるとおりとする。ただし、資格審査の申請受付期間については、入札公告において別に定める。

告 示

埼玉県告示第二百二号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百三号

久喜市から久喜都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）毛呂山平山計画

埼玉県入間郡毛呂山町平山一丁目四十一―一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ウエルシア薬品株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

ウエルシア薬品株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年十月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百九十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容 三五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 三〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年二月二十八日

二 縦覧期間

令和四年三月十五日から令和四年七月十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月十五日から令和四年七月十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、さいたま中央土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	小島 一夫	埼玉県さいたま市見沼区大字膝子四百九十六番地
監事	浅見 和宏	同 同 同 東門前三百七十九番地

告 示

埼玉県告示第二百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十年埼玉県告示第七百五十五号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十年五月三十日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十七年埼玉県告示第三百六十二号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十七年四月三日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第百六十九号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十九年三月二十八日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十九年埼玉県告示第三百七十号で告示したさいたま都市計画道路事業（さいたま市施行）の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十九年三月二十八日から令和九年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

- イ 収用の部分
変更なし
- ロ 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十号

都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成九年埼玉県告示第千百九号で告示した北本都市計画道路事業（北本市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成九年八月一日から令和五年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第二百十一号

富士見市から富士見都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第二百十二号

富士見市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年三月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年三月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

<p>蓮田鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>蓮田市東五丁目三九四六番二地先から 同市東五丁目三九五九番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年三月十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十八号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長 一九五・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和四年二月一日

指令川建セ第〇二〇〇五一号

二 検査済証番号

令和四年三月十日

川建セ第〇三〇二〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡神川町大字八日市字今城二百二十番一、二百二十番五、二百二十番七、二百二十番八、二百二十番九、二百二十番十一、二百二十二番一、二百二十二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡神川町大字植竹九百九番地
神川町長 櫻澤 晃

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和三年八月十八日

指令川建セ第〇三〇〇七〇号

二 検査済証番号

令和四年三月十日

川建セ第〇三〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字成瀬字坂下三百二十七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字如意百九十一番地四十六

大野 竜斗、大野 ちひろ

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年三月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和四年二月二十二日

指令川建セ第〇二〇一二二号

二 検査済証番号

令和四年三月十日

川建セ第〇三〇二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字嘉美字立野南千三百六番、千三百二十二番、千三百二十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市西区大字峰岸三十八番地の六

辰巳設備工業 株式会社 代表取締役 茂木 勝彦

正 誤

埼玉県人事委員会規則七―一〇四一（令和三年三月三十日第九十五号）中訂正

ページ 行

一 前から十一

誤

「副参事」を 「副参事
参与（総務部の参与に限る。）」

正

「家畜衛生幹 副参事」を 「家畜衛生幹
副参事」を 副参事
参与（総務部の参与に限る。）」